

家庭で使用した注射器・注射針等は 家庭ごみには出せません！

家庭で使用した注射器・注射針等の危険性

写真のとおり、在宅医療で使用したと思われる注射器・注射針等が家庭ごみに出されていることが多数確認されています。

収集作業員や手選別作業員に使用済みの注射針が刺さってしまうと、傷口から注射器や注射針に付着した血液等を媒介して感染症を引き起こす可能性があります。

感染が確認された場合、**人命に関わる致命的な事故に発展する可能性があります**ので、家庭で使用した注射器・注射針、その他使用済みの鍼灸鍼等は家庭ごみに出さないでください。



インスリン注射針



鍼治療の鍼

注射器・注射針の処分方法

注射器・注射針の処分は、針刺しによる事故を防ぐため、**かかりつけの病院や薬局などの医療機関**にご相談ください。かかりつけの病院や薬局で処分できない場合は、お住まいの市町の担当課にお問い合わせください。(在宅医療廃棄物の出し方は裏面をご覧ください。)

使用済みの鍼の処分方法

使用済みの鍼(鍼治療の鍼、入れ墨用の針等)廃棄物処理事業者に処理を依頼してください。なお、廃棄物処理事業者については、お住まいの市町の担当課にお問い合わせください。

担当課

山形市 ごみ減量推進課 641-1212

山辺町 町民生活課 667-1109

上山市 市民生活課 672-1111

中山町 住民税務課 662-2113

在宅医療廃棄物の処分方法

医師から処方された在宅医療廃棄物は、以下のとおり適正に排出していただくようお願いします。

分類	種類	条件	ごみの分別区分
鋭利ではないもの	ビニールバッグ類(点滴用)	針等の鋭利な部分は取り外す 取り外せないものは排出できません 針等の鋭利な部分は、 <u>かかりつけの病院や薬局などの医療機関</u> にご相談ください。	もやせるごみ
	吸引チューブ、輸液ライン等(点滴用)		
鋭利なもの	ペン型自己注射器(インスリン等) 【注意】 針を取り外せるものは、針を取り外した注射筒のみ「もやせるごみ」に排出することができます	針等の鋭利なものは、 <u>かかりつけの病院や薬局などの医療機関</u> にご相談ください。	排出できません
	医療用注射針		
	点滴針		

上記以外の在宅医療廃棄物の排出方法等について、ご質問等がある場合、お住まいの市町の担当課にお問い合わせください。

もやせるごみで排出する場合の注意点

鋭利ではないものを排出する際は、しっかり縛って口を閉じたうえで、「もやせるごみ」の袋に入れてください。プラスチックマークの表示がある場合でも、「もやせるごみ」の袋に入れてください。プラスチック類、雑貨・小型廃家電類、資源物(ビン・カン)には絶対に入れないでください。